

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「社会医療法人の認定について」の一部改正について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 49 号）の施行により、本年 4 月 1 日から救急医療等確保事業の対象となる医療に「そのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療」が追加されることを受け、社会医療法人の認定要件について、本日、『医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件』の告示について」（令和 6 年 3 月 30 日医政発 0330 第 1 号厚生労働省医政局長通知）により、当該医療の確保に必要な事業に関する基準を新たに定めることについて通知したところです。

これに合わせて、「社会医療法人の認定について（平成 20 年 3 月 31 日医政発第 0331008 号厚生労働省医政局長通知）」を下記のとおり改正し、本年 4 月 1 日から適用しますので、貴職におかれては、御了知の上、適正な運用に努めるとともに、貴管下の医療法人に周知していただきますようお願いいたします。

記

本文の一部改正	別紙 1
別添 1 の一部改正	別紙 2
別添 2 - 1 及び別添 2 - 2 の一部改正	別紙 3
別添 3 及び別添 4 の一部改正	別紙 4
添付書類（構造設備及び体制）の一部改正	別紙 5
添付書類 3（新興感染症発生・まん延時における医療）の新設	別紙 6
その他所要の改正	別紙 7